

「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に向けて「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成25年6月に公布され、平成28年4月から施行されます。この法律では、不当な差別的取扱いが禁止され、また障害者への「合理的配慮」について行政機関や地方公共団体には法的義務が、民間事業者には努力義務が課せられます。では、ここでいう「合理的配慮」とは、具体的にどのようなことが想定されているのでしょうか。地域において、また職場や雇用の場面において、障害者とともに暮らし、ともに働くことの意味をこの機会に考えてみませんか。

【講師プロフィール】

のざわ かずひろ
野沢和弘さん

毎日新聞論説委員
内閣府障害者政策委員会委員

1983年毎日新聞社入社、津支局、中部報道部を経て1992年から東京本社社会部。厚生労働省、児童虐待取材班、障害者虐待取材班などを担当。社会部副部長、夕刊編集部長を経て2009年4月から論説委員。

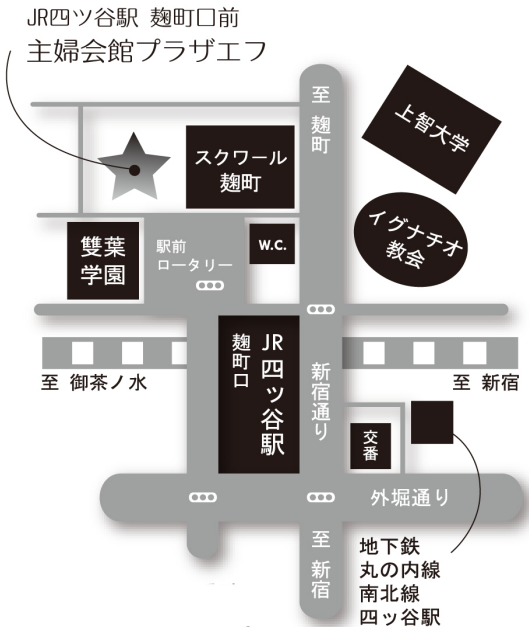
植草学園大客員教授、NPO法人PandA-J副代表、厚生労働省社会保障審議会障害者部会委員などを務める。

著書に「あの夜、君が泣いたわけ」（中央法規）、「条例のある街～障害のある人もない人も暮らしやすい時代に～」（ぶどう社）、「わかりやすさの本質」（NHK出版）、「なぜ人は虐待するのか」（Sプランニング）、「シカゴの夜から六本木の朝まで」（Sプランニング）など。



【会場案内】

JR四ツ谷駅麹町口からすぐ。
東京メトロ四ツ谷駅より徒歩2分。



電話・FAX・Eメールにてお申し込みください。

お申込先	公益財団法人 東京都人権啓発センター
電 話	03-3876-5372
Eメール	fukyu2704@tokyo-jinken.or.jp

FAX申込みフォーム FAX03-3874-8346

①お名前（代表者）	参加人数 人	
②ご連絡先 (いずれかお選びいただき、ご記入ください。)	電話	FAX
	メール	@
③ご所属またはご住所	〒	

※お申し込みは先着順でお受けいたします。定員に達し次第締め切らせていただきます。
なお、ご提供いただいた個人情報は、今回の申込手続き以外使用いたしません。